鳥取市生活交通確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市生活交通確保対策事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、利用者の減少により地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通の確保を図る事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域住民の福祉に資することを目的とする。

(補助事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業、者、経費、補助率及び限度額は、別表1に掲げるものとする。

(補助対象区間)

第4条 本補助金の対象となる区間は、別表2に掲げるものとする。

(補助交付の申請)

- 第5条 規則第4条に定める補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) その他必要と認める書類

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定 する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条に定める補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 運行実績報告書(様式第3号)
 - (2) 収支決算書(様式第4号)
 - (3) 別表1に定める書類

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成13年10月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年11月18日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表1

補助事業	バス代替タクシー運賃補助事業	オンデマンド (事前予約) 方式導入	乗合タクシー運賃補助事業
		のための設備整備補助事業	
	次の要件をすべて満たし、又は鳥取市生	路線バスの運行において、利用者の	次の要件をすべて満たし、又は鳥取市生
	活交通会議における協議が調っているバ	事前予約により運行する方式を導入す	活交通会議における協議が調っている乗合
	ス代替タクシー運行事業とする。	るために必要な設備を整備する事業と	タクシー運行事業とする。
	① 既存の路線バスの代替としてタクシー	する。	① 市が設定した路線を運行すること。
	を運行すること。		② 定時運行は、既存のバス路線の各バ
	② 既存のバス路線の各バス停留所を経由		ス停留所を経由して運行すること。
	して運行すること。		③ あらかじめ市が設定した運行ダイヤ
	③ 運行ダイヤは、既存の路線バスダイヤ		により運行すること。
	に合せた運行とする。		④ 利用者が負担する運賃は、各路線ご
	④ 利用者が負担する運賃は、既存の路線		とに市が設定した運賃とすること。
	バスの運賃相当額とすること。		⑤ デマンド便は、利用者の事前予約に
	⑤ 利用者の事前予約により運行するこ		より運行すること。
	と。		⑥ 路線バスを運行した場合と比較し
	⑥ 既存の路線バスの運行形態と比較し		て、サービスとコストのバランスが
	て、サービスとコストのバランスが適		適正であること。
	正であること。		⑦ 事業の実施について当該路線の沿線
	⑦ 事業の実施について、当該路線の沿線		住民と事前協議が整っていること。
	住民と事前協議が整っていること。		
LINEL HAVIIC H	North NEW York of the Art	Mark years NV NI Abba or for bilance III	What was VIII the a fat the . II - III II II I
補助事業者	道路運送法第3条第1号の一般旅客自	道路運送法第3条第1号の一般旅	
	動車輸送事業を経営する者	客自動車輸送事業を経営する者	動車輸送事業を経営する者

補助対象経費	タクシー運賃(補助対象者によるタクシーの	オンデマンド (事前予約) 方式を導	市と締結した、乗合タクシー運行に
	対キロ貸切運賃とする。) から路線バス運賃	入するために必要な次に掲げる経	関する覚書に定めた運行経費(乗合タ
	相当額(既存の路線バスによる普通運賃とす	費とする。	クシー運行を予定して行う無償の試験
	る。ただし、定期券、回数券、割引券等につい	①通信設備導入費(回線新設の経	運転等に係る経費を含む。)、又はタク
	ては、普通運賃に割引率を乗じた額とする。) 及	費、端末機の購入費、フリーダイヤル契約)	シー運賃(補助対象者によるタクシー
	び地域公共交通確保維持改善事業費補	②維持費 (基本使用料)	の対キロ貸切運賃。)から、運賃(乗合
	助金交付要綱(平成23年3月30日		タクシー運行事業計画に定めた普通運
	付け国総計第97号、国鉄財第368		賃。ただし、定期券、回数券、割引券
	号、国鉄業第102号、国自旅第24		等については、普通運賃に割引率を乗
	0号、国海内第149号、国空環第1		じた額とする。) 収入額を差し引いた額
	03号) に基づき交付される補助金そ		とする。
	の他の本補助金以外の補助金の額に相		
	当する額を差し引いた額とする。		
補助率・補助	補助対象経費の10/10以内とす	①通信設備導入費は、初期投資の1	補助対象経費の10/10以内とす
限度額	る。	回限りとし、補助率は1/2以内	る。
		とし、50万円を限度額とする。	
		②維持費は、補助率は1/2以内と	
		し、50万円を限度額とする。	
補助事業等実績報告	補助対象経費(実績)の積算内訳を明	契約書及び領収書の写し	補助対象経費(実績)の積算内訳を明らか
書に添付する書類	らかにした書面		にした書面

別表 2

補助事業	バス代替タクシー運賃補助事業	オンデマンド (事前予約) 方式導入の	乗合タクシー運賃補助事業
		ための設備整備補助事業	
区間	1 吉岡温泉町地内から洞谷バス停留所	河内車庫バス停留所から安蔵バス停	1 西郷線
	までの区間	留所までの区間	河原乗継拠点から北村・神馬バス停
	2 法花寺・三代寺・広西地内から因幡		留所までの区間
	万葉歴史館バス停留所までの区間		2 雨滝上地線
	3 国府町総合支所から因幡万葉歴史館		中河原バス停留所から雨滝・上地バス
	入口バス停留所までの区間		停留所までの区間
	4 美歎地内から因幡万葉歴史館入口バ		3 神戸線
	ス停留所までの区間		鳥取南バス停留所から岩坪バス停留所
			までの区間

年 月 日

鳥取市生活交通確保対策事業計画書

- 1 事業名
- 2 事業目的
- 3 事業概要(運行方法)
- 4 事業期間
- 5 事業区間
- 6 添付書類 (1)運行時刻表
 - (2) 運賃表
 - (3) 運行区間図
 - (4) 本事業と従前の運行形態とが比較できる書類
 - (5) 地元住民との協議状況が確認できる書類

鳥取市生活交通確保対策事業収支予算書

- 2 事業経費(見込み)
- 3 事業経費内訳及び積算根拠(見込み)

(単位:円)

		(12:17)		
積算根拠	事業費	財源内訳		
		市補助金	事業者負担	その他
合 計				

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

予算額	摘要
승 콹	

(2) 支出の部 (単位:円)

予算額	摘要
금 計	

5	補助金申請額	(単位:	円
0		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 7

補助対象経費の額	補率	補助金申請額

年 月 日

鳥取市生活交通確保対策事業運行実績報告書

1 事業名

2 運行実績内訳

月	区間	運行回数	乗車人数
(月 日から月 日まで 日間)			
合 計			

鳥取市生活交通確保対策事業収支決算書

2 事業経費

3 事業経費内訳及び積算机	退拠
- 1 /16/12/2011 14/1/2011 16	

(単位:円)

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			,	1 ,— 1 1 7
積算根拠	事業費		財源内訳	
		市補助金	事業者負担	その他
合 計				

4 収支決算

(1)収入の部	(単位:円)
決算額	摘要
合 計	

(2) 支出の部 (単位:円)

決算額	摘要
合 計	

	5	補助金申請額		(単位:円
--	---	--------	--	-------

補助対象経費の額	補助率	補助金請額